

厚生労働大臣が別に定めるところにより三級の技能検定において学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると認めた者	厚生労働大臣が別に定めるところにより三級の技能検定の学科試験の全部
5 次の表の上欄に掲げる者は、基礎一級の技能検定に係る技能検定試験についてそれぞれ同表の下欄に掲げる試験の免除を受けることができる。	
免除を受けることができる者 一級、二級、三級又は基礎一級の技能検定に合格した者 一級、二級、三級又は基礎一級の技能検定において実技試験に合格した者 一級、二級、三級又は基礎一級の技能検定において学科試験に合格した者 当該検定職種に相当する免許職種に関し、職業訓練指導員試験に合格した者	免除の範囲 同一の検定職種に係る基礎一級の技能検定の学科試験の全部 同一の検定職種に係る基礎一級の技能検定の実技試験の全部 同一の検定職種に係る基礎一級の技能検定の学科試験の全部 基礎一級の技能検定の学科試験の全部

導員試験に合格した者又は職業訓練指導員免許を受けた者 厚生労働大臣が別に定めるところにより基礎一級の技能検定において実技試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると認めた者 当該検定職種に相当する訓練科に関し、的確に行われたと認められる技能照査に合格した者 厚生労働大臣が別に定めるところにより基礎一級の技能検定において実技試験に合格した者 厚生労働大臣が別に定めるところにより基礎一級の技能検定において学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると認めた者	厚生労働大臣が別に定めるところにより基礎一級の技能検定の実技試験の全部 厚生労働大臣が別に定めるところにより基礎一級の技能検定の学科試験の全部 基礎一級の技能検定の学科試験の全部 基礎一級の技能検定の実技試験の全部 基礎一級の技能検定の学科試験の全部
--	---

6 次の表の上欄に掲げる者は、基礎二級の技能検定に係る

一級、二級又は三級の技能検定において学科試験に合格した者	試験科目を選択することとしている検定職種に係る場合にあっては、三級受検者が当該合格した実技試験において選択した試験科目と同一の試験科目（一級又は二級の技能検定において実技試験に合格した者にあつては、当該合格した実技試験において選択した試験科目に相当する試験科目）を選択して技能検定試験を受けようとするときに限る。）
一級、二級又は三級の技能検定の学科試験の全部（三級受検者が学科試験の試験科目を選択することとしている検定職種に係る場合にあっては、三級受検者が当該合格した学科試験において選択した試験科目と同一の試験科目（一級又は二級の技能検定において学科試験に合格した者にあつては、当該合格した学科試験において選択した試験科目に相当する試験科目）を選択して技能検定試験を受けようとするときに限る。）	同一の検定職種に係る三級の技能検定の学科試験の全部（三級受検者が学科試験の試験科目を選択することとしている検定職種に係る場合にあっては、三級受検者が当該合格した学科試験において選択した試験科目と同一の試験科目（一級又は二級の技能検定において学科試験に合格した者にあつては、当該合格した学科試験において選択した試験科目に相当する試験科目）を選択して技能検定試験を受けようとするときに限る。）

当該検定職種に相当する免許職種に関し、職業訓練指導員試験に合格した者又は職業訓練指導員免許を受けた者 厚生労働大臣が別に定めるところにより基礎一級の技能検定において実技試験に合格した者 又は免許を受けた者 当該検定職種に相当する訓練科に関し、的確に行われたと認められる技能照査に合格した者 厚生労働大臣が別に定めるところにより三級の技能検定において実技試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると認めた者	科目に相当する試験科目）を選択して技能検定試験を受けようとするときに限る。） 三級の技能検定の学科試験の全部 厚生労働大臣が別に定めるところにより基礎一級の技能検定において実技試験に合格した者 又は学科試験の全部又は一部 三級の技能検定の学科試験の全部 厚生労働大臣が別に定めるところにより基礎一級の技能検定において実技試験に合格した者 又は学科試験の全部又は一部 三級の技能検定の学科試験の全部
---	---